

# 令和5年度 諫早市立小野中学校

## 「いじめ防止基本方針」

### 【目指す生徒像】

- 対話や議論を通じて、共に考えながら学ぶ生徒
- 人に優しく、他者や地域のために自主的に行動し、喜ばれる生徒
- 健康に関心をもち、積極的に体力づくりができる生徒

### 【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、以下の役割を担うものとする。

- (1) いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (2) いじめの相談・通報する機関としての役割
- (3) いじめの疑いがある情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) 組織的にいじめに対応するための中核としての役割

### 〈構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主事、いじめ・不登校担当教員、学年主任、担任、養護教諭等の関係教師で構成。

必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員、学校運営協議会委員、民生委員、人権擁護委員その他外部関係者等

### 【育友会との連携】

- 育友会総会にて、いじめ防止基本方針の柱を伝え、協力依頼を行う。
- 役員会、理事会の各会合にて、現状の共通理解を図る。

### 【地域との連携】

- 「長崎っ子の心を見つめる 教育週間」における学年・学級育友会等の懇談会の場において、いじめ防止基本方針の柱を説明し、学校の取組について理解と協力を深める。

### 【関係機関との連携】

- 諫早市教育委員会の「いじめの実態調査」に関して、いじめと考えられる事案を丁寧に確認し、情報の共有化と事案の収束に努める。
- ◇少年センターとの連絡を密に行い、いじめの有無に関わらず、心身のバランスを崩した生徒について情報を伝えて指導や助言を得る。
- ◇スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの要請を積極的に行うことで、個別対応に努める。

### 【生徒会の取組】

- いじめ根絶標語を全校生徒に募集し、優秀作品の表彰と啓発活動の短冊づくりを行う。年間を通して短冊の活用を図る。
- いじめ根絶集会を開催していじめ根絶へ向けた意識の高揚を図る。

## 【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

## 【いじめ問題への取組】

### 〈いじめの防止について〉

生徒は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（同第9条）

- （1）努力目標である「人権尊重およびいじめ防止のための教育環境の整備」の視点に立った道徳教育の充実と人権教育の推進を図る。（いじめに関するアンケートの実施、各種集会と事前学習および活用）
- （2）伝統ある行事の体験的取組を通して、生徒間の人間関係の構築と社会的価値観や資質を育てる。
- （3）インターネットやソーシャルネットワークサービスの利用に関するメディア安全指導を行い、情報モラルの育成を図る。
- （4）いじめの防止等のための取組および評価の内容を公開し、保護者や地域住民が確認できるようにする。
- （5）学校として特に配慮が必要な生徒を明らかにし、その特性や抱える課題に対する認識の共有を図るとともに、特定の考え方に固執しない対応と適切な支援に努める。

### 〈いじめの早期発見について〉

- （1）学級経営において、生活の記録(生活のノート)を通して、学級担任と生徒が日常的に相談できる環境をつくる。
- （2）学期ごとに教育相談を設け、生徒からの情報を収集する。
- （3）心の教室相談や保健室相談の利用について生徒に周知する。
- （4）生徒間の人間関係を把握し、朝の立哨指導や昼休みの校内巡視で生徒の様子を観察する。
- （5）生徒や保護者、地域住民が、いじめの相談や通報をできるように、投書箱を設置し、その使用方法を周知する。
- （6）生徒の社会的スキルの育成状況を把握し、日常の生徒指導の工夫・改善を図るためのアセスメントを実施する。
- （7）定期的なアンケートおよび教師によるチェックリストの活用により、早期発見や継続した指導に役立てる。

### 〈いじめに対する措置について〉

- (1) いじめが発生したときには、以下の要領と手順を踏まえ、早期解消を目指す。
- ①いじめられている生徒や保護者の心情や立場に立ち、詳細な事実確認をする。
  - ②事実に基づき、指導方針や役割分担を確認して、学校全体で組織的に対応する。
  - ③校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
  - ④いじめられている生徒の心情を第一に考えて、心のケアを献身的に行う。また、いじめた生徒に対する毅然とした指導を行い、反省を促す。
  - ⑤いじめられている生徒の人命に関わることや、いじめている生徒が法を犯している行為がある場合は、早期に警察に相談して協力を求める。
  - ⑥いじめの解消については、いじめに係る行為が3か月以上止んでいること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを要件とし、解消した後も継続した観察と定期的な保護者との連絡をとる。

### 〈重大事案発生時の対処について〉

- (1) 重大事態の発生について
- 諫早市教育委員会に重大事故の発生を報告
    - ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
    - ・「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
    - ・「生徒や保護者からいじめられて重大事故に至ったという申し出があった場合」
- (2) 学校が調査主体となった場合  
(諫早市教育委員会の指導・支援のもと以下の対応に当たる)
- ・学校の下に重大事態の対応組織を設置
  - ・対応組織で事実確認を明確にするための調査を実施
  - ・被害者およびその保護者に情報を適切に提供
  - ・調査結果を諫早市教育委員会へ報告
  - ・調査結果を踏まえた必要な措置(事後の対応)
- (3) 諫早市教育委員会が調査主体となった場合
- ・諫早市教育委員会の指示のもと、状況説明や資料の提出など、調査に全面的に協力する。

### 【各種相談ダイヤル】

- 諫早市少年センター           0957-24-3737
- 24時間子どもSOSダイヤル(親子ホットライン)   0120-0-78310
- こころの電話(長崎こども・女性・障害者支援センター)   095-847-7867

【年間計画】

月	生徒への指導	教職員の組織的活動	地域・保護者との連携
4月	目指す生徒像の説明・指導	基本方針確認 生徒指導部会(隔週開催)	育友会総会で保護者説明
5月	教育相談 いじめに関するアンケート	いじめ対策委員会	学校運営協議会
6月	いじめ根絶標語づくり いじめ根絶集会 いじめ根絶標語短冊づくり	教育相談情報交換	長崎っ子の心を見つめる教育週間 学年・学級育友会
7月			長崎っ子の心を見つめる教育週間
8月		生徒にかかる情報交換	
9月			学校運営協議会
10月			
11月	教育相談 人権学習	教育相談情報交換	学年・学級育友会
12月	人権集会		
1月	教育相談		
2月	教育相談	教育相談情報交換	学年・学級育友会 学校運営協議会
3月		いじめ対策委員会(評価)	

## いじめの早期発見チェックリスト

### 1 普段の学校生活からの気づき

#### (1) 学校生活において

##### ① 登下校時

状 況	該当する箇所に○
ア 身体の不調を訴えるようになる。	
イ 登校を渋るようになる。	
ウ 通学する友達関係が急に変化する。	
エ 突然一人で登下校する。	
オ 持ち物が傷んでくる。	
カ 帰宅時間が遅くなってくる。	
キ 衣服が汚れている。	
ク 他の子の荷物をもっている。	

##### ② 授業中（朝の会や終わりの会を含む）

状 況	該当する箇所に○
ア 活気がなくなり、表情がさえないになる。	
イ 急に考え込んだりする表情を見せる。	
ウ おどおどした態度が目立ち始める。	
エ 積極性がなくなり、動作が緩慢になる。	
オ おどけるような態度をとり始める。	
カ 虚勢を張った態度を見せる。	
キ 投げやりな態度を見せる。	
ク 聞き直しや言い直しが目立ってくる。	
ケ 学級の雰囲気为重苦しくなる。	
コ 視線をそらすようになる。	
サ 冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。	

シ 独り言を言うようになる。	
ス 的外れの質問をすることがある。	
セ 学級委員などに押し付けられるように選出される。	
ソ 言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。	
タ 忘れ物が多くなる。	
チ 授業に遅れてきたりするようになる。	
ツ 行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。	

### ③ 昼食時

状 況	該当する箇所に○
ア 食べ物にいたずらされる。	
イ 好きなものを他の生徒に譲る。	
ウ 給食の配膳量が他の生徒と均一でなくなる。	
エ 給食当番での役割が固定する。	
オ 配膳係になることを他の生徒が嫌がる。	

### ④ 休憩時間

状 況	該当する箇所に○
ア 一人で過ごすことが多くなる。	
イ 休み時間になるとすぐに教室から出ていく。	
ウ 始業のチャイム直前にトイレに行く。	
エ 職員室によく来るようになる。	
オ 他学級の生徒のところへ行くようになる。	
カ 教科書等をよく貸すようになる。	
キ あだ名で呼び捨てられるようになる。	
ク 目に付きにくいところで行動するようになる。	
ケ 教室移動の際、他の児童生徒の教科書を持たされたりする。	
コ 他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。	

⑤ 清掃時間

状 況	該当する箇所に○
ア いつも後片付けをしている。	
イ みんなが嫌がることをさせられている。	
ウ 一人だけ離れた所において、掃除をしない。	

⑥ 部活動時

状 況	該当する箇所に○
ア 部活動を休むことが多くなる。	
イ 部活動終了後、一人で下校する。	
ウ 部活動の場を与えられない。	
エ 参加することをためらうようになる。	
オ 突然、部を辞めると言い出す。	
カ 遅刻して参加するようになる。	
キ 終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク 部活動の話題を避けるようになる。	

⑦ 身体等の変化（頭髪・服装を含む）

状 況	該当する箇所に○
ア 顔や身体に傷やあざがある。	
イ 身体の不調を訴える。	
ウ 食欲が減退する。	
エ 神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	
オ 服に汚れや傷みが目立ち始める。	
カ 髪型が変化し、目立つようになる。	

⑧ 持ち物の変化

状 況	該当する箇所に○
ア 上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。	
イ 持ち物がなくなる。	
ウ 持ち物に落書きされる。	
エ 教科書やノートが破られる。	
オ お金を頻繁に持ち出すようになる。	
カ ノートを使わなくなる。	
キ 整理が乱雑になる。	
ク その子の物だけが壊される。	

⑨ その他の変化

状 況	該当する箇所に○
ア 頻繁に保健室に行くようになる。	
イ 他の生徒から教科書等を借りるようになる。	
ウ 提出物が期限内に提出されなくなる。	
エ 筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなったりする。	
オ 板書事項を写さなくなる。	
カ ノートや作品にいたずらが見られる。	
キ 日記や作文の記述内容に変化が見られる。	
ク 学習成績が下降し始める。	

⑩ 公共物等の変化

状 況	該当する箇所に○
ア 机、椅子、ロッカー等に落書きやいたずらの跡がある。	
イ 黒板や教室の掲示版、壁等に落書きが書かれる。	
ウ トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。	

(2) 家庭や地域での生活の変化

状 況	該当する箇所に○
ア 朝、なかなか起きて来なくなる。	
イ 登校を渋りだす。	
ウ 行動全体が鈍くなる。	
エ 帰宅時間が遅くなる。	
オ 準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。	
カ 覇気がなく、憂鬱で心配そうである。	
キ 電話やメールが頻繁にくる。	
ク 友達関係が変わる。	
ケ ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。	
コ 食事の時間が不規則になる。	
サ 食事の嗜好や量が変わる。	
シ 学校のことや友達のことを話したからなくなる。	
ス 家にいる時間が増える。	
セ ため息をつくことが多くなる。	
ソ 部屋に閉じこもりがちである。	
タ 兄弟（姉妹）にあたり、いじめたりする。	
チ 物を大切にしなくなったり、壊したりする。	
ツ 小遣いの値上げを要求する。	
テ 家庭からお金を持ち出す。	
ト 新しく買った物がなくなる。	
ナ けがをして帰ることがある。	
ニ 服に汚れや傷みが目立ち始める。	
ヌ 人間関係が変化してくる。	